



事業者の皆様へ

事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両 など

2020年4月1日から

原則屋内禁煙となります

受動喫煙対策について十分検討し、準備を進めましょう

望まない受動喫煙の防止対策の強化を目的として、2018年7月に **健康増進法の一部が改正** されました。それにともない、多くの人が利用するすべての施設、飲食店等において、原則屋内禁煙となります。

喫煙を可能とするためには、各種喫煙室の設置だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。

相談窓口のご案内【厚生労働省が実施する支援事業】

* 改正健康増進法に関するお問い合わせ

(厚生労働省:コールセンター 9:30~18:15 土日祝日は除く)

TEL 03-5539-0303

* 受動喫煙防止対策にかかる相談支援

(職場の受動喫煙対策にかかる各種技術的支援事業)

事業委託先:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 9:00~17:00

TEL 050-3537-0777

* 喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握、測定機器の無料貸出し等

事業委託先:柴田科学株式会社

TEL 03-3635-5111 (FAX 050-3730-9375)

各種喫煙室の設置等にかかる、財政・税制上の支援等

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

【税制措置】特別償却又は税額控除制度



詳しくは、
「なくそう！望まない受動喫煙。」
ポータルサイトまで。



滋賀県健康医療福祉部
健康寿命推進課
TEL 077-528-3651



2020年4月1日全面施行

改正健康増進法の「ココをチェック」

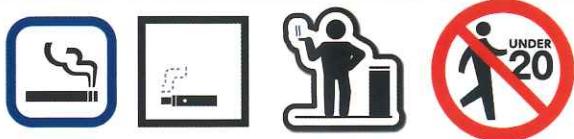


★多くの人が利用する施設・飲食店等は屋内原則禁煙



★20歳未満は喫煙エリアへの立入禁止

20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立ち入りは禁止されています。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。



★屋内での喫煙には、基準を満たした喫煙専用室の設置が必要

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の違い

	喫煙専用室	加熱式たばこ専用 喫煙室
施設の入り口に掲示する標識		
専用室の入り口に掲示する標識		
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為	×	飲食可能

★各種喫煙室の標識掲示 (施設の出入口と喫煙室の出入口に掲示)

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

紛らわしい標識の掲示、標識の汚損などは禁止されており、罰則の対象となります。



★「喫煙目的施設」：喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設（公衆喫煙場所、喫煙を主たる目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店の3種類）であり、基準に基づく対応のもと標識の掲示をすることにより、施設内で喫煙が可能です。

★「人の居住の用に供する場所」については、適用除外の場所となります。家庭の場所や職員寮の個室・ホテルの客室等のプライベートな居住場所は、法律の適用外です。

既存の飲食店のうち、経営規模の小さい店舗における経過措置について

右記のすべてにあてはまる飲食店は、経過措置として店内の全部又は一部の場所で「喫煙を可能」とすることができます。

ただし、喫煙できる場所には、従業員を含めた20歳未満の方の入室はできません。また、「喫煙可能室」の届出と標識の掲示が必要です。

既存特定飲食提供施設の要件

- ・2020年4月1日時点で営業している
- ・資本金または出資の総額が5000万円以下
- ・客席面積が100m²以下

施設の管理権原者等の主な責務

改正健康増進法において、「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者をいいます。また、「管理者」とは、事実上現場の管理を行っている者をいいます。管理権原者・管理者には受動喫煙を防止するための責務があります。

●喫煙器具・設備等の設置について

喫煙をしてはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはいけません。

●喫煙禁止場所における喫煙の中止等の求めについて

喫煙をしてはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙をしようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

●標識の掲示について

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室とその施設の主な出入口の見やすい場所にその旨を表示しなければいけません。

●違反事案については、法律に基づき、管理権原者等に対して、立入検査、指導や助言、勧告や命令等を行う場合があります。

●命令を行っても改善が見られない場合等は、罰則（過料）が適用される場合があります。

違反した管理権原者等は最大50万円の過料！

くわしくは… [WEBサイト](#)

なくそう！望まない受動喫煙。
ポータルサイト



さあ、準備を始めましょう！

